契 約 条 項

（総則）

第１条　受注者は、仕様書等記載の賃貸借物件（以下「賃借物件」という。）の賃貸借に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書に基づき、これを履行しなければならない。

（導入作業の実施）

第２条　受注者は、頭書記載の賃貸借期間（以下「賃借期間」という。）の開始日までに、頭書記載の据付場所（以下「据付場所」という。）に賃借物件を据え付け、正常な状態で使用できるよう、必要な作業を行うものとする。

２　受注者は、前項の作業を第三者に行わせる場合は、あらかじめ書面で申し出て、発注者の承諾を受けなければならない。

３　発注者は、賃借物件の納入、据付及び調整を受けたときは、これを確認の上、受注者に通知するものとする。

４　発注者は、賃借物件の納入期限までに、据付場所の受入準備を完了するものとする。

５　受注者は、賃借物件に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

（賃借料及び消費税等の支払）

第３条　受注者は、頭書記載の賃借料（これに係る消費税及び地方消費税を含む。以下「契約金額」という。）を、頭書記載の支払方法に従って発注者に請求し、発注者は、請求を受けた日から起算して 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

（賃借物件の保守等）

第４条　受注者は、仕様書に定めるところにより、発注者が賃借物件を常時正常な状態で使用できるよう、受注者の負担において賃借物件の調整及び修理その他の保守（以下「賃借物件の保守等」という。）を行わなければならない。ただし、発注者の故意又は重大な過失により、賃借物件の保守等の必要が生じた場合の賃借物件の保守等に要する費用は、発注者の負担とする。

２　発注者は、通常時間外又は緊急の賃借物件の保守等を必要とする場合は、速やかに受注者に通知するものとする。

３　賃借物件の据付及び賃借物件の保守等に必要とする電力等の費用は、発注者の負担とする。

４　受注者は、賃借物件の保守等を第三者に行わせる場合は、あらかじめ書面で申し出て、発注者の承諾を受けなければならない。

（賃借物件の取替え又は改造）

第５条　発注者は、賃借物件の取替え又は改造を必要とする場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

２　前項の規定による賃借物件の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、契約の変更を行うものとする。

（他の機械器具の取付）

第６条　発注者は、賃借物件に他の機械器具を取り付ける必要が生じた場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

２　受注者は、前項の規定による他の機械器具の取付けが賃借物件の機能に支障を与えるものと認められるときは、承諾しないことがある。

（賃借物件の移転）

第７条　発注者は、賃借物件を据付場所から移転する必要が生じた場合は、あらかじめ受注者と協議し、受注者の承諾を得るものとする。この場合の費用は、発注者が負担するものとする。

（賃借物件の返還）

第８条　受注者は、仕様書に定めるところにより、賃借期間満了後、概ね１月以内に、賃借物件を撤去するものとする。この場合の費用（処分費を含む。）は、受注者が負担するものとする。

２　受注者は、仕様書に定めるところにより、前項の規定による撤去に際しハードディスク内の記録（ＯＳを含む。）の消去を行い、消去が完了した旨の報告書を発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、仕様書に定めるところにより、賃借期間満了後、賃借物件を返還し、又は無償で枚方市に帰属させるものとする。

（管理者の注意等）

第９条　発注者は、据付場所をあらかじめ受注者が申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持する等、善良な管理者の注意をもって賃借物件を管理するものとする。

２　発注者の故意又は過失によって賃借物件に損害を与え、又は欠損を生じた場合、受注者はその賠償を請求することができる。ただし、次条の規定により受注者が付保した動産総合保険により補填されたものについては、請求することができないものとする。

３　発注者は、賃借物件を他人の権利の目的物とすることはできない。

（保険）

第 10 条　受注者は、仕様書に定めるところにより、受注者の負担において、賃借物件に動産総合保険を付保するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第 11 条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（立入権及び秘密保持）

第 12 条　受注者の従業員は、賃借物件の保守等のため、据付場所に立ち入ることができる。この場合において、従業員は、必ず身分証明書を呈示するものとする。

２　受注者及びその従業員は、前項の規定による立入に際して得た発注者の業務上の秘密を、第三者に漏洩してはならない。

（発注者の任意解除権）

第13条　発注者は、この契約が完了するまでの間は、次の各号によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(1)　次条又は第15条の規定に該当するとき。

(2)　この契約の締結日の属する年度の翌年度以降の発注者の歳出予算において、受注者に支払うべき代金のための予算が減額され、又は削除されたとき。

２　前項の規定によりこの契約を解除した場合における損害の賠償については、次の各号のとおりとする。

(1)　発注者は、前項各号の規定に該当しない場合において、同項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(2)　発注者は、前項第２号の規定によりこの契約を解除するときは、契約金額の未済額の支払等について、受注者と協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるこの契約による債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　納入期限までに賃借物件を搬入しないとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第15条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第11条の規定に違反して、契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。

(2)　この契約の締結又は履行について不正な行為（第17条各号に該当するものを除く（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項第３号に規定する不当廉売の場合を除く。）。）があったとき、その他契約に関する法令、条例、規則、規程等に違反したとき。

(3)　この契約による債務の履行をすることができないことが明らかであるとき。

(4)　この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5)　この契約による債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行をしないでその時期を経過したとき。

(7)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約による債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8)　受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額の給付を目的とする債権を譲渡したとき。

(9)　受注者が第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10)　受注者が枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）。

(11)　次のいずれかに該当するとき。

イ　受注者が法人である場合にはその役員等（枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱第２条第６項に規定する役員等をいう。）、受注者が個人である場合にはその者（以下この号においてこれらを「役員等」という。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　第14条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第17条　発注者は、この契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第７条第１項若しくは第２項（同法第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第17条の２又は第20条第１項の規定による排除措置命令を受けたとき。

(2)　受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令を受けたとき、又は第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項の規定による刑が確定したとき。

(4)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認められたとき。

（受注者の解除権）

第18条　受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって賃貸借が不可能になったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解

除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　納入期限までに賃借物件を納入することができないとき。

(2)　納入された賃借物件に契約不適合があるとき。

(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の５に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。

(1)　第14条又は第15条の規定により発注者がこの契約を解除することができるとき。

(2)　賃借期間満了前に、受注者がその債務の履行を拒絶し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務の履行が不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第２項の場合（第15条第８号、第10号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第21条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害（第１号に掲げる場合にあっては、契約金額から解除の日までの期間に係る契約金額相当額を控除した額）の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、この契約による債務の本旨に従った履行をしないとき又はこの契約による債務の履行が不能であるとき。

２　第３条の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「契約締結日における支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

３　第14条及び第15条の規定により契約を解除した場合における受注者に生じた損害については、発注者は、その責めを負わない。

（第三者に対する損害賠償責任）

第 22 条　受注者は、第三者に対して損害を与えたときは、その損害の賠償の責めを負わなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

（賠償の予定）

第23条　受注者は、この契約に関し、第17条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、同条第１号から第３号までのうち、その対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定する不当廉売の場合を除く。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を発注者に支払わなければならない。

３　発注者は、発注者に生じた実際の損害額が第１項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することができる。

（賠償金の徴収）

第24条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日までの日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　発注者は、前項の追徴をする場合には、遅延日数につき契約締結日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（契約の保証）

第25条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締　結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の５以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号又は第４号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

５　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。ただし、第２号の場合においては、本市との契約のみを理由とする場合を除き、契約保証金免除申請書及び当該免除事由に係る契約書の写し（本市との契約に係るものを除く。）を発注者に提出しなければならない。

(1)　第１項第４号の保証を付したとき。

(2)　受注者がこの契約を締結する日の属する年度及び過去２年度の間に本市、国又は他の地方公共団体と契約（国又は他の地方公共団体との契約にあっては、種類及び規模をほぼ同じくするものに限る。）を２回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(4)　契約金額が1,300,000円未満のとき。

(5)　単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。

(6)　随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7)　契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(8)　市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者が特に認めるものであるとき。

６　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 100 分の５に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（疑義の解決）

第 26 条　この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 27 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第 28 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。